

タイ特許庁の特許審査体制

Satyapon & Partners Ltd.

Mr. Sukhprem Sachdecha

(タイ知的財産法律事務所)

(パートナー弁理士)



Satyapon & Partners Ltd.は、1995年に設立されたバンコクにある知的財産専門法律事務所である。現在、15名以上の弁護士・弁理士を擁し、知的財産関連法律業務を総合的に取り扱っている。Sukhprem Sachdecha氏は、パートナー弁理士であり、2004年に当事務所に入所以来、特許、意匠、商標を含むあらゆる知財分野を担当している。また、同氏は、タマサート国立大学で特許法の教鞭を執っている。

1. タイにおけるタイ特許庁の地位

タイ特許庁は、通商省の管轄下にある政府機関であり、1992年5月3日に設立された。タイ特許庁は特許および商標の手続を扱うと共に、貿易局および芸術局の特定の職務および管理を通商省タイ特許庁に移管する法律 B.E. 2535 (1992) に基づき、知的財産法関連の訴訟も扱っている。

特許法 B.E. 2522(1979)第4条に基づき、通商大臣が、特許法の執行を掌握する。通商大臣は、特許法に基づき担当官を任命し、省令を発行する権限を有している。

2. タイ特許庁の長官

タイ特許庁の長は長官である。通常、長官はタイ特許庁または通商省内の他局の高官の中から任命され、1年から3年にわたり在任する。タイ特許庁には3名の副長官が存在する。

特許法 B.E. 2522 (1979年) の規定 (第28条、第30条、第33条、第34条など) に従い、長官には、特許出願の公開、出願の拒絶、特許の付与、および異議申立の裁定に関する権限が付与されている。しかし実際には、長官は自分の代理を務める権限を副長官、特許部長および他の審査官などに与えている。

3. タイ特許庁の組織

通商省タイ特許庁の組織に関する省令 B.E. 2556（2013年）に基づき、タイ特許庁は8つの部署で構成されている。

- (1) 中央管理部
- (2) 特許部
- (3) 意匠部
- (4) 法務部
- (5) 商標部
- (6) IPR 侵害防止鎮圧部
- (7) 著作権部
- (8) 知的財産促進開発部

特許出願および小特許出願の手続および審査は、特許部の審査官により処理される。

4. 特許部の組織および規模

特許部の長は特許部長である。通常、特許部長はタイ特許庁の上級審査官または高官の中から任命される。

特許部の審査官は、以下の9つの特許審査グループに分けられている。

- (1) 工学グループ：19名の審査官、2名の補助職員
- (2) 物理学グループ：11名の審査官、5名の補助職員
- (3) 電気および集積回路グループ：12名の審査官、5名の補助職員
- (4) 石油化学グループ：9名の審査官、6名の補助職員
- (5) 化学技術グループ：11名の審査官、2名の補助職員
- (6) バイオテクノロジーグループ：9名の審査官、2名の補助職員
- (7) 医薬グループ：10名の審査官、3名の補助職員
- (8) 小特許グループ1（工学および物理学）：7名の審査官、5名の補助職員
- (9) 小特許グループ2（化学）：6名の審査官、4名の補助職員

審査官の総数は94名であり、補助職員の総数は34名である。審査官は公務員であるが、補助職員は公務員ではなく、職員である。なお、審査官および補助職員の人数は、2017年12月18日に特許部から入手した情報に基づく。

特許部には、さらに以下の6つのサポートグループが存在する。

- (1) 異議申立および登録グループ：異議申立の受領ならびに譲渡、名称変更、住所変更およびライセンス契約の登録承認を担当する。
- (2) 証明グループ：特許証の発行を担当する。
- (3) 公開およびファイル管理グループ：特許出願の公開およびファイル管理を担当する。
- (4) 出願グループ：PCT出願ルート以外の特許出願の受理を担当する。
- (5) PCT出願グループ：PCT出願ルートの特許出願の受理を担当する。
- (6) 一般管理グループ：特許部の一般管理を担当する。

5. 審査手続

所定の全ての書類が提出されると、審査官は自動的に、その出願が全ての方式要件を満たしているか否か、さらにその発明が法定の主題か否かについて方式審査を行う。出願人は方式審査の審査請求をする必要はない。

方式要件の不備を指摘する方式通知が発行された場合、応答期限は方式通知の受領日から90日である。出願人は1回目は90日の延長、2回目は30日の延長を請求できる。かかる延長請求に法定費用は要求されない。出願人が方式通知に応答しない場合、その出願は放棄されたとみなされ、取消される。

出願が全ての方式要件を満たし、発明が法定の主題である場合、出願公開費用の支払い指示通知が発行される。公開費用の支払い期限は、指示通知の受領日から60日である。出願公開の法定費用は250バーツである。出願人が公開費用の支払い指示に応じない場合、特許部は2回目の通知を発行する。2回目の通知の

受領後 60 日以内に公開費用が支払われない場合、その出願は放棄されたとみなされ、取消される。

公開費用が支払われた後、出願は公報において公開される。公報は、通常は週に 1 回発行されるが、週に 2 回以上発行されることもある。出願公開により、出願日、出願番号、公開日、公開番号、優先権情報、国際出願番号（ある場合）、筆頭出願人、筆頭発明者、代理人、発明の名称および要約を含む、基本的な全ての書誌的情報が公開される。クレームの数も示されるが、クレーム自体は公開されない。公開日から 90 日の異議申し立て期間が設定される。

実体審査請求の提出期限は、公開日から 5 年である。実体審査請求を提出する際の法定費用は 250 バーツである。審査請求が提出されない場合、その出願は放棄されたとみなされ、取消される。

特許法(B.E.2522)に基づく省令第 22 号(B.E.2542)の特許規則第 13 条および特許法第 27 条に基づき、出願人が同じ発明を外国で特許出願しており、外国から審査報告書または審査関連文書を受領した場合、出願人は受領後 90 日以内に当該審査報告書および審査関連文書とそのタイ語の翻訳文と共に提出しなければならない。当該規定に基づく厳密な提出期限は、出願人が正式な審査結果および特許許可通知を受領した日から 90 日である。しかし、特許部はこの 90 日の期限を厳格に適用していない。また、タイ語の翻訳分の要件も厳格に適用しておらず、特許部は英訳の提出のみを要求している。

同じ発明の出願が複数の国に提出されている場合、出願人は全ての国の情報をタイ特許庁に提出する必要はない。省令第 22 号の特許規則第 13 条第 2 段落に基づき、出願人が同じ発明の出願を複数の国に提出した場合、出願人は最初に出願を行った国または長官が定めたいずれかの国の審査報告書または審査関連文書を提出すればよい。

省令第22号の特許規則第13条第2段落には「長官が定めた国」と記載されているが、長官により発行された国のリストは存在しない。また、特許審査便覧の75ページには、審査官はその国の信頼性を考慮しなければならないとだけ記載されている。つまり、長官が定めた国として、どの国が容認されている、または容認されないかは、公式には言及されていない。

実際には、タイ特許庁の特許部は、日本特許庁、米国特許商標庁、欧州特許庁およびオーストラリア特許庁を高度な特許審査実務能力を有する機関とみなしている。これらの国に関しては、特許許可通知を提出するだけでよい。ただし日本で許可されたクレームに関しては、クレームの英訳も提出する必要がある。また、特許部は中国および韓国も容認可能とみなしている。しかし、中国または韓国に関しては、正式な審査報告書および特許許可通知と一緒に、審査報告書および許可されたクレームの完全な英訳も提出しなければならない。その他の国を容認するか否かは、その出願を担当する審査官に委ねられている。

出願人から対応外国特許の特許許可通知が提出されると、審査官は通常、かかる対応外国特許と正確に一致するようにタイ出願の明細書およびクレームを補正するよう出願人に要求する。ただし、タイで特許を受けられない主題に関するクレームは除かれる。

なお、日本で許可された特許に基づき、タイと日本間における特許審査ハイウェイ（PPH）を利用して早期審査の請求が可能である。また、シンガポール、マレーシア、ベトナムなど他のASEAN諸国で許可された特許に基づきASPECを利用して早期審査を請求することもできる。

実体審査請求の後に相当な期間が経過した場合、審査官は同じ発明が別の国に特許出願されているかどうかを調査し、対応外国特許の審査結果および許可通知を提出するよう出願人に指示することができる。

対応外国特許の許可が得られていない場合、もしくはタイ国内でのみ行われた出願の場合、出願人は特許部に対し、オーストラリア特許庁による出願審査またはタイ国内での出願審査を請求しなければならない。その場合、追加の法定費用が必要となる。

発明が全ての特許要件を満たしている場合、出願人は特許付与費用を支払うよう指示される。特許付与費用の支払い期限は、指示の受領日から60日である。特許付与費用が支払われた後、特許証が発行される。特許付与の法定費用は500バーツである。特許付与費用が期限までに支払われない場合、その出願は放棄されたとみなされ、取消される。

6. 特許出願の審査方法

1つの特許出願は1名の審査官によって審査される。特許部における審査官の人数は94人に増員された。各審査官は、独自に先行技術調査を行う権限および単独でオフィスアクションを発行する権限を付与されている。しかし、実際には、上級審査官または監督官が新規審査官による業務遂行を定期的に監督している。

7. 審査官への出願の割当

担当官が出願の割当を行っている。最初に、出願は発明の分野に基づいて振り分けられる。次に、待ち行列の順番に基づき該当するグループの審査官に割り当てられる。そのため、出願の割当は無作為に行われる。

■参考情報

1. 特許法 B.E. 2522 (1979) :英語版
(http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129773)
2. 特許法(B.E.2522)に基づく省令第22号(B.E.2542)の特許規則
3. 貿易局および芸術局の特定の職務および管理を通商省タイ特許庁に移管する法律 B.E. 2535 (1992)

4. 通商省タイ特許庁の組織に関する省令 B.E. 2556 (2013)
5. タイ特許庁

(編集協力：日本技術貿易株式会社)